

令和5年度(2023年度)
特別養護老人ホーム
整備法人公募要領

令和5年(2023年)12月

宝塚市

1 公募の趣旨

本公募は、現在策定中の、宝塚市地域包括ケア推進プラン「第9期宝塚市介護保険事業計画」において計画している特別養護老人ホームの整備について、兵庫県からの求めに応じて「意見書」を提出するに当たり、公平性及び透明性を図るために行うものです。（ただし第9期計画は現在策定中のため、種別や整備量等の内容が変更になる可能性がありますので、あらかじめご留意ください。）

さらに、地域密着型サービスを併設する場合、本市が整備計画に基づき指定候補事業所として選考するものです。

2 本公募に係る整備方針

本公募に係る特別養護老人ホームは、以下の点を整備方針としています。

- (1) 宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画との整合性を踏まえた整備計画とします。
- (2) 介護保険制度下で、高齢者が自らの選択に基づき、良質な介護サービスを利用できる多機能な整備計画とします。
- (3) 在宅介護の拠点施設としての機能を果たし、地域の介護サービスニーズを的確に踏まえた整備計画とします。
- (4) 認知症高齢者のより一層の介護ニーズの高まりを踏まえた整備計画とします。
- (5) 現在の市内の高齢者福祉施設や地域密着型サービス事業所との地域性を考慮した整備計画とします。
- (6) 地域の状況を踏まえ、より良質で効果的な介護サービスを安定的、効率的に提供できる整備計画とします。

3 本公募に係る特別養護老人ホームの種別及び整備量

施設種別	整備量
特別養護老人ホーム（広域型）	1施設（定員100人）

4 応募法人資格

- (1) 特別養護老人ホームを開設・運営している社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人。
- (2) 介護保険法（以下、「法」という。）第86条第2項各号に該当しないこと。なお、地域密着型サービス事業所を併設する場合は、法第78条の2第4項又は第115条の12第2項に該当しないこと。
- (3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (4) 公租公課の未納がない法人であること。
- (5) 応募法人が自ら開設し、指定を受けるものであること。

5 整備予定地

- (1) 整備予定地は、市街化区域であること。
- (2) 整備予定地が、災害イエローゾーンおよび災害レッドゾーンに指定されていないこと。ただし、防災対策工事により事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンおよび災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除く。
- (3) 地区計画の設定又は生産緑地指定等がされている場合は、担当所管課と事前に調整し、計画の実現性を確認しておいてください。

- (4) 整備予定地又は整備予定建物については、法人が自ら所有する等により確保することを条件とします。整備予定地又は整備予定建物に賃借権又は地上権を設定する場合は、事業の継続性（利用者の居住の継続性等）が十分に確保される期間であること及び登記を必要とします。
- (5) 整備予定地については、法人自ら権利取得し、確保することを条件としますが、本市の公募選考の時点では売買（賃貸借）契約等の締結手続を済ませておくことは必要ありません。
- (6) 整備用地に抵当権等の建物存続の支障となりえるような権利設定がないこと。また、権利設定があった場合、その権利の抹消が確実であること。ただし、既に整備用地を自己所有している場合で当該施設を建設するために設定する抵当権を除きます。

6 地元説明

- (1) 選考された法人は、その事業運営に当たっては、地域住民との連携及び協力等の地域交流を図らなければなりません。このため、本公募資料提出に際しては、事前に地元への説明を行い、その経過説明（関係資料 様式2）を作成のうえ、提出をお願いします。

※地元説明の範囲

隣接地主及び整備予定地が所在する自治会並びに建設工事で地元説明が必要と思われる自治会の代表者

なお、自治会に未加入の近隣住民や隣地住民に対して配慮していただくようお願いします。

地域住民への説明に当たっては、「今回の説明は、宝塚市に計画書を提出するに当たっての事前説明であり、現時点では施設整備が決定したものではない。」及び「事業主体は、応募法人（法人）であること。」を説明会資料に記載する等、十分注意して行ってください。

- (2) 当該経過説明の添付資料として、説明会を実施した場合は資料を添付してください。
- (3) 施設整備に対する反対意見や反対運動があった場合を想定して、どのように対応するかについて具体的な対応方策を示してください。（関係資料 様式2）

7 整備法人選考方法

(1) 選考方法

ア 第1次審査(書類審査)

学識経験者等で構成された宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会で企画提案書類を点数化して評価を行い、上位3者を書類選考入選者として選定します。なお、応募者が3者以下の場合は第1次審査を実施しません。

イ 第2次審査(ヒアリング等)

学識経験者等で構成された宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会が、下記資料等に基づき、審査判定基準により採点方式で順位付けにより選考を行い、当該選考結果に基づき市が決定します。なお、地域密着型サービスの整備を促進する観点から、地域密着型サービス事業併設の計画とその他の計画が審査の結果、同点となった場合は、併設の計画を優先して選定します。

- ・提出資料の審査
- ・整備予定地の見学（状況に応じて実施）

(2) 審査に係る審査判定項目

項目	着目点
1 基本理念	運営理念、特別養護老人ホームに対する考え方、認知症ケアの対応
2 法人代表者等の姿勢	事業に対する識見、熱意
3 整備区域	当該整備区域での立地状況
4 施設整備の方針と内容	施設設計
5 事業運営上の方針と内容	利用者への対応、利用者の処遇
6 財務計画と現在の経営状況	資金計画、適正な収支見込、経営の安定性
7 人材確保・育成	人材確保の取組、職場研修
8 苦情対応と感染症・防災対策	苦情の相談体制、防災訓練、虐待防止の取組、感染予防対策
9 地域との連携	ボランティアの受け入れ、地域貢献、災害時の連携
10 その他	特に委員会が必要と認める項目

(3) 選考方法についての留意点

選考基準点を設けていますので、応募法人が当該一法人のみの応募であっても、選考基準点に達しない場合、選考法人該当なしとなります。

8 整備条件

(1) 特別養護老人ホーム

- ア 定員は100人とします。
- イ 居室形態は、個室ユニット型とします。
- ウ 短期入所生活介護（ショートステイ）床を20床併設してください。なお、個室ユニット型形式とします。
- エ 地域交流スペースを設けてください。
- オ 通所介護（デイサービス）その他の併設事業については、その実施の有無及び定員規模について、応募法人より提案してください。
- カ 下記の基準等に従ってください。
 - 法律の規定により条例に委任された基準等に関する条例（兵庫県条例）
 - 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12月3月17日老発第214号）
 - 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12月3月17日老発第43号）
- キ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業（個室軽減措置も含む）を行ってください。

(2) 地域密着型サービス事業の併設

ア 地域密着型サービスについては、当該特別養護老人ホームの整備予定地により整備可能です。整備予定地と整備可能な地域密着型サービスの種別は、下表のとおりです。

サービス種別 日常生活圏域	定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	看護小規模 多機能型居宅介護
第1ブロック	1事業所	1事業所 (登録定員:29人以下)	54人	2事業所 (登録定員:29人以下)
第2ブロック				
第3ブロック				
第4ブロック				
第5ブロック				
第6ブロック				
第7ブロック				
市内合計	1事業所	1事業所	54人	2事業所

※日常生活圏域の町丁名については、別途お問い合わせください。

イ 地域密着型サービスの公募内容については、概ね下記の通りです。

併設を希望される場合、本市が別に実施している地域密着型サービス事業者公募に応募することが必要となりますので、個別にご相談ください。

① 小規模多機能型居宅介護

登録定員は 29 人以下とします。

② 看護小規模多機能型居宅介護

登録定員は 29 人以下とします。

③ 認知症対応型共同生活介護

定員は、3 ユニット 27 人以下とします。

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

連携型・一体型のどちらでも可能です。

※特別養護老人ホーム整備法人として選考されても、自動的に地域密着型サービスの整備事業所とはなりません。別に実施している地域密着型サービス事業者選考で選考されることが必要です。

ウ 下記の基準等に従ってください。

○宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 10 号）

○宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 11 号）

○宝塚市指定地域密着型サービス法人及び指定地域密着型介護予防サービス法人の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 12 号）

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老第 0331017 号）

(3) 共通事項

ア 令和 5 年度に県の高齢者福祉施設整備補助事業の申請を行うことを条件とします。なお、特別養護老人ホームに係る本市単独の施設整備に係る補助金はありません。

イ 地域密着型サービス施設整備については、宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助金の活用が可能です。

ウ 令和 6 年度着工、令和 7 年度開設を目標とします。

エ 整備用地に係る各種法的規制の解除手続きは、整備法人が自ら行ってください。

オ 上記に掲げる基準のほか、以下の関係法令等に従ってください。

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

その他関係法令等

(4) 補助金額単価

宝塚市高齢者福祉施設整備法人公募要領関係資料様式集を参照してください。

(5) 施設整備における留意点

7 ページから 10 ページのとおりです。地域密着型サービスについては、地域密着型サービス事業所公募要領を参照してください。

9 公募選考日程（変更する場合があります。）

日程	内容
令和5年12月20日(水)～令和6年2月9日(金)	ホームページ掲載・公募要領配布
令和6年1月1日(月)	市広報誌掲載
令和6年1月4日(木)～1月19日(金)	公募に係る質問提出期限
令和6年1月29日(月)～2月9日(金)	応募受付
令和6年2月下旬～3月	選考会
令和6年3月	事業者決定
令和6年4月～令和8年3月	事業開始

10 公募要領等配付

- (1) 配付場所 宝塚市役所 介護保険課
 - (2) 配付期間 令和5年12月20日(水)～令和6年2月9日(金)（土・日・祝日を除く）
 - (3) 配布時間 9:00～12:00 及び 12:45～17:00
 - (4) 配付資料 公募要領及び関係資料様式集
 - (5) 事前相談 事前相談がある場合は、日程調整のうえご来庁ください。
- ※ホームページからダウンロードしていただきますようご協力をお願いいたします。

11 質問受付

- (1) 受付期限 令和6年1月19日(金)
質問期間を経過した場合、質問には応じません。（ただし、本市で必要な内容等であると判断した場合は除きます。）
- (2) 方法 質問票（関係資料 様式13）をメールで提出してください。
※タイトルを「【法人名】特養公募に係る質問」としてください。
- (3) 提出先 Email：m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp
- (4) 回答 適宜回答しますが、質問内容（質問法人名は除く）及び回答は、原則として質問された応募法人以外の法人にも市ホームページにより周知します。

12 応募方法

- (1) 応募資料 宝塚市高齢者福祉施設整備法人選考申込書及び関係資料を添えて申し込んでください。
- (2) 申込場所 宝塚市役所 介護保険課
必ず法人の担当者が窓口まで持参してください。（郵送不可）
- (3) 受付期間 令和6年1月29日(月)～令和6年2月9日(金) 17時まで
事前に電話にて、申込日を連絡していただくようご協力をお願いします。
また、応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。
- (4) 受付時間 10:00～12:00 又は 12:45～17:00
- (5) 必要部数 6部（原本1部、写し5部）および原本データ入りのCD1部
- (6) その他 関係資料等については、関係資料様式集を参考にしてください。

13 選考結果の結果通知

宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会による選考を経て、市が決定した後、速やかに、選考結果の如何を問わず、文書により通知します。本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

14 注意事項

- (1) 特別養護老人ホームの県の補助金については、県の財政状況等から、本市において整備法人として選考され、申請をおこなっても補助対象事業となるとは限りません。また、補助対象事業になったとしても金額については不確定です。
- (2) 作成された設計図面等については、県の補助金協議の段階で修正する旨の指示がなされることがあります。
- (3) その他
 - ア 提出書類については、応募受付期間後の修正等による差し替えや追加書類の提出は受け付けません。
 - イ 応募資料については、審査・選考後においても返却いたしません。
 - ウ 他の応募法人の整備計画内容に関するの問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
 - エ 今回提出された一切の応募資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。
 - オ 本要領や高齢者福祉施設等整備の手引（兵庫県福祉部高齢政策課）において不明な部分がある場合は必ず書類提出前に質疑を行ってください。本市において整備法人として選考されても、県基準を満たしていない場合、指定を受けられない可能性があります。
 - カ 本整備計画における用地権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。
 - キ 応募資料等に虚偽事項の記載があった場合には、選考を取り消す場合があります。
 - ク 応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しないほか、応募受付期間内に、応募資料が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したものととして処理します。
 - ケ 国会議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは宝塚市職員である者又はこれらの職にあった者やこれらの関係者を通じて不当な圧力が加かった場合には、応募資格を喪失したものとします。また、その他不正行為等があった場合も同様です。

15 その他

- (1) 応募の概況は公表します。また、整備法人決定後、整備法人名や、提案内容の概要の一部を公表します。
- (2) 宝塚市高齢者福祉施設等整備法人選考申込書等を提出した以降、選考までに応募を辞退される場合は、辞退届（関係資料 様式 14）を本市に提出するとともに、本市の指示に従ってください。
- (3) 選考後に辞退した場合や整備年次の延期等については、本市の「第9期介護保険事業計画」に基づく基盤整備の進捗に重大な影響を及ぼすことから、応募に際しては、計画の実現性に慎重な検討をお願いします。また、このような事態を招来した事業者については、以降の応募に際して、制限を課すこともあります。

16 問い合わせ先

宝塚市 健康福祉部 安心ネットワーク推進室 介護保険課 担当：荒木・細井
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
TEL：0797-77-2136（直通） FAX：0797-71-1355
Email：m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp

特別養護老人ホーム整備における留意点について

1 施設の目的

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な「要介護者」（原則要介護3以上）を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

※「要介護者」＝介護保険法第7条第3項に規定する「要介護者」をいう。

2 構造設備等

- (1) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- (2) 建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法に規定する耐火建築物でなければならない。（平屋の場合や、2階建てで居室その他入所者の療養生活にあてられている施設を2階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物でも可。）ただし、入所者の日常生活に当てられる場所を2階または地階に設ける場合は、次の各号全ての要件を満たせば、準耐火建築物とすることができる（平屋についても準耐火建築物でも可。）

ア 消防長及び消防署長と相談した上で、避難マニュアルを作成。

イ 日中及び夜間を想定した避難訓練を実施。

ウ 地域住民との連携体制を整備

- (3) 都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 設備

1ユニットの入居居室は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの（ショートステイを含む。）とする。また、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

設 備	設備構造基準
居室	<ul style="list-style-type: none"> ○個室とし、居室の面積は10.65㎡以上（箆笥等家具の設置スペース・洗面 設備スペースを含み、トイレを除外）とすること。ただし、居室の一部については、夫婦などが2人部屋として利用するために、居室と居室の間を可動式のパーティションで仕切る等の構造とするよう検討すること。（2人部屋の場合、原則21.3㎡以上の面積とすること。） ○共同生活室に近接して一体的に設けること。 ○地階に設けてはならないこと。 ○寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○必要に応じて、入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○入所者が個室に家具を持ち込めるようにすること。 ○床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して解放できるようにすること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。（各ベッドの枕元にナースコールを設置する。） ○扉は引き戸とすること。 ○電話、テレビ用の配線を行うこと。
共同生活室 (リビング)	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニットごとに設けること。（ユニットの中心部分となる。） ○地階に設けてはならないこと。 ○リビングの面積は、ユニットの入居定員×2㎡以上とすること。 ※居室3室程度+キッチン程度の広さが望ましい。 ○他のユニットの入居者が、当該リビングを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ○当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることができるような備品（テーブル、椅子等）を備えた上で、当該リビング内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ○食事スペース付近に共用の洗面設備を設けること。 ○必要な備品を備えること。 ・介護に必要な備品・消耗品の保管スペースはできる限りユニット内に設けること。 ○常夜灯を設けること。 ○2ユニット毎に常時1名以上夜間人員配置することが必要であることから、同一階に奇数ユニットは避けるべきであること。 ○介護職員の事務スペース及び入所者の個人データの保管場所等を設けること。 ○キッチンは対面型又はアイランド型とし、利用者の目に付く位置に配置すること。 ○煮炊きが行えるよう、炊飯器、冷蔵庫、電子レンジ、みずやなどを設置できるようにすること。 ○ユニット内の人間関係に問題が生じる場合も少なくないため、リビングは複数あることが望ましい。 ○ユニットの入り口に玄関を設けること。 ○外を眺めることができる窓、採光に配慮すること。 ○汚物処理室、備品保管庫、洗濯室は各ユニット毎に設けること。
ユニット間 交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> ○入居者の生活がユニット内で完結してしまうことがないように、ユニットの外に他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができるスペースを設けること。この場合、窓から見える景色や採光に配慮すること。
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ○居室ごとに設けること。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合、2箇所以上に分散して設けること。 ○洗面台は流しとしても使用するので、トイレ内に設置してはならない。 ○介護を必要とする者が使用するのに適した造りとすること。（足が入る空間を確保しつつ可能な限り低くすること。また、鏡は低めに設置し、水栓レバーに容易に手が届くこと。） ○清潔、整容、口腔ケアなどを支援するケアを想定した仕様であること。 ※感染症防止のため、共用タオルの設置は望ましくない。
換気等	<ul style="list-style-type: none"> ○外気取入用の窓、換気設備等を設置すること。 ○エアコン、床暖房などの冷暖房設備を設置すること。また、リモコン、スイッチの操作が容易であること。 ○ドアは引き戸構造とし、居室入り口、ベッド、トイレ付近に手摺りを設けること。 ○居室の扉に鍵を設置すること。鍵の高さにも配慮すること。

トイレ	<p>○居室ごとに設けること。ただし、リビングごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、リビングの1箇所に集中して設けるのではなく、2箇所以上に分散して設けること。なお、居室ごとに設ける方式とリビングごとに設ける方式と混在も可能であること。</p> <p>○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>○常夜灯を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子用と女子用を別に設けることが望ましい。 ・車椅子用トイレを設けること。 ・感染症防止のため、共用タオルは設置しないこと。 <p>○プライバシー保護及び臭気対策上、壁で仕切り、開口部はカーテン構造ではなく扉とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リビングからトイレが丸見えにならないよう入居者の安全とプライバシーに配慮すること。 ・職員用は入所者用とは別に設けること。 ・分散し、できるだけ居室に近いところに設置すること。 <p>○洋式便座とし、高さは足の踏ん張りが出来る高さ(38cm)とすること。</p> <p>○立ち上がりや身体支持のため、縦手摺りと横手摺りを設けること。</p> <p>○おむつや排泄用品を置く棚やスペースを設けること。</p> <p>○掃除しやすい床材や換気設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の臭いが染みこまないような床材を選定すること。 ・臭気対策として、局所換気、光触媒等を導入することが望ましい。 <p>○排泄介助を行うスペースを確保すること。</p>
浴室	<p>○介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。(3方向介助が可能な構造、最低2方向を確保すること。)</p> <p>○居室のある階ごとに設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな処遇が行えるよう、座位での入浴設備、個別浴槽を設置することが望ましい。 ・脱衣室は十分な広さをとること。 ・各ユニットに個別浴槽を設けることが望ましい。少なくとも、2ユニットに1ヶ所の個別浴槽を(必要があれば介助浴槽も)設けること。 ・個浴は高さ50cm、幅50cm、奥行き90cm程度が望ましい。 <p>○快適に入浴ができる仕様になっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室からの眺望に配慮すること。 ・床暖房を設けることが望ましい。 <p>○一般浴槽は、温度調整が難しい、麻痺の状態により体が浮く等の問題があり、可能な限り避けること。</p> <p>○居室からの動線が短くなるよう配置すること。</p>
特殊浴室	<p>○出入に当たって、ストレッチャー等の移動に配慮した構造とすること。</p> <p>○冬季利用のための暖房を設置すること。(ヒーター等)</p>
医務室	<p>○入所者を診察するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備える他、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>○入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく許可を得ること。</p>
調理室	<p>○火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>○食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。(食堂との開の防虫にも留意すること。)</p> <p>○調理に従事する職員専用のトイレ、休憩室を設けること。</p> <p>○食品倉庫を設けること。</p> <p>○火気の使用により室内が高温となることを考慮した空調設備を設置すること。</p>
事務室	<p>○配置職員に見合ったスペースを確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OAフロアが望ましい。
宿直室	<p>○夜間の防災機能を備えること。</p>
洗濯室又は洗濯場	<p>○利用者の衣類、タオル等は利用者自らが干す、たたむ等ができるようにすることが望ましいことから、シーツや汚物の着いた衣服等を洗濯する洗濯場とは別にユニット毎若しくは隣接するユニット毎に家庭用洗濯機を設けるべきである。</p>
汚物処理室	<p>○他の設備と区別された一定のスペースを有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット毎若しくは隣接するユニット毎に設置することが望ましい。 ・洗濯室、浴室と近接して設けることが望ましい。 <p>○換気、衛生管理について配慮された構造とすること。</p> <p>○洗濯機は汚物用とそれ以外のものを明確に区分すること。</p>
介護材料室	<p>○ユニットに近接して、適当数設けること。</p>

その他	<p>【廊下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○片廊下は1.8m以上、中廊下（廊下の両側に居室、リビング等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）は2.7m以上とすること。 ただし、待避スペースとしてのアルコープ等を設ける場合には、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上（手すりの内側から測定）。 ○常夜灯を設けること。 ○手すりを設けること。 ・車椅子用のキックプレートを設けることが望ましい。
	<p>【床】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の転倒や転落による骨折などを防ぐ観点から、クッション性のある床材を採用すること。 ・上履き生活ではなく、生活の場面によって、畳、フローリング、カーペットなど多様な座面の中から選ぶことができ、靴を脱いで過ごせる構造であること。
	<p>【内装】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁及び間仕切りなどについて、色彩や素材(例：木材の使用)などにおいて、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと。
	<p>【階段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○傾斜は、ゆるやかにすること。 ○手すりを設けること。 ○居室(ユニットを含む)、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という)を3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の事項のいずれにも該当する場合、居室等を3階以上の階に設けることに可能であること。 ア 居室等のある3階以上の登階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上)設置すること。 イ 3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料で行うこと。 ウ 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ○居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでないこと。
	<p>【エレベーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居室が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。
	<p>【浄化槽等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室からの相当距離を隔てること。
	<p>【消火設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・消火器は、壁から突出していない設置スペースを設け、収納すること。

4 その他の留意事項

(1) 動線を考えること。

- ア 居室、食堂、浴室、機能回復訓練室、トイレ等入所者が日常利用する空間の動線は簡略にすること。
- イ 食材搬入口、食品倉庫、厨房間の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
- ウ 厨房、配膳口、ダムウェーター、食堂の動線については、衛生上の配慮を十分行うこと。
なお、厨房がある階と異なる階へ食事を運ぶ際は、専用のダムウェーターを設置の上利用することが望ましい。
- エ 非常用階段の設置場所は、出火元となる可能性の高い厨房付近等を避けるとともに、複数方向の避難経路を確保しておくこと。
- オ 新型コロナウイルス等の感染防止の観点から、入所者が日常利用する空間の動線と、外来者やデイサービス利用者等が通常利用する動線は、極力交わらないようにすること。

(2) 手すりは、一般の手すりより低く、高さ 80cm 程度、直径 40mm 程度の円形等とすることが望ましい。

(3) ナースコールは、夜勤体制に応じ切替受信ができるよう配線すること。

(4) 物品庫及び私物庫を設置することが望ましいこと。

(5) 「個室ユニットケア型特別養護老人ホーム計画ガイドライン」(平成 17 年 9 月 社団法人日本医療福祉建築協会編)を参考に、良質な個室ユニットケアの確保に努めること。

※上記内容は令和 4 年 9 月現在のものです。兵庫県老人福祉計画(第 9 期介護保険事業支援計画)策定後、変更になる可能性があります。